

「みやぎ子ども・子育て幸福計画（令和2年度～令和6年度）」【最終案】

【中間案からの主な修正点】

資料 1 - 3

【前回（7/31）審議会でもいただいたご意見を踏まえた主な修正点】

ご意見の内容

○ 「視点」における「子育ての第一義的責任」の表現について
視点2において「保護者が子育ての第一義的責任を有する」という考え方を明記しているが、それだけが強調されてしまうので、「等しく社会が支える」という表現もあったほうがよいと思う。

○ 切れ目のない支援について
社会的養護自立支援のアフターケアにおいては、概ね22歳から25歳くらいまで支援することになっている。「子ども」の定義である18歳を超えてからのアフターケアなど、施策の連続性について考慮していただきたい。

○ 多様な家族形態への配慮について
結婚という形にこだわらない多様な家族形態が増えてきているので、（ひとり親とパートナーの同居や、男性同士の家庭など）そういった家族も支えるという視点を加えられればよいと思う。

○ 転入者への支援について
地域の中で子育てが孤立しないための取組が重要であるが、「転入者」に対する支援も考慮していただきたい。

○ 家庭教育支援の取組について
家庭教育支援の充実について、「親の学びのプログラム」のほか、各市町村にある「家庭教育支援チーム」が活動しているので、そのことも盛り込めるか検討していただきたい。

○ 指標について
指標として、「合計特殊出生率」と「待機児童数」だけでは、この2つだけに評価が集約されてしまいがちになる。偏りが少ない項目で総合的な評価が必要かと思う。

計画への反映状況

◆ 基本理念達成に向けての「視点2」（P6）
「保護者が子育てについての第一義的責任を有するという認識の下、等しく社会が支えるという点にも配慮して、子ども・子育て支援施策を推進していきます。」と表現を追加。

◆ 基本理念達成に向けての「視点4」（P6）
「すべての子どもとその家族、若者を社会全体で切れ目なく支えながら」と表現を追加。
◆ 「社会的養護体制の充実」（自立支援策の強化 P48）の基本的方向性に
「自立生活をした後も切れ目のないアフターケアにつなげられるよう関係機関との連携を図っていきます。」と表現を追加。

◆ 基本理念達成に向けての「視点4」（P6）
「多様な家族形態があることに配慮しつつ、すべての子どもとその家族、若者を地域全体で切れ目なく支えながら・・・」と表現を追加。

◆ 「子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進」（P11）の基本的方向性に
「子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、・・・」と表現を追加。
◆ 「家庭や地域の教育力の向上」（家庭教育の支援の充実 P28）の基本的方向性に
「地域で孤立化する可能性の高いひとり親や転入して間もない家庭に配慮し、親子への切れ目のない支援をしていきます。」と表現を追加。

◆ 「家庭や地域の教育力の向上」（家庭教育の支援の充実 P28）の基本的方向性に
「子育て中の保護者を支援する『家庭教育支援チーム』の設置を各市町村に働きかけていくほか、・・・」と表現を追加。

◆ 計画全体のアウトカムを点検・評価する指標として「県民満足度」を追加。
また、推進する施策に対応した指標を追加し、合計11項目の指標を設定。

【パブリック・コメントの意見を踏まえた主な修正点①】

◆パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、以下のとおり内容を追加または修正。（下線部分）

○ 子どもの遊び場づくり・居場所づくりについて

ご意見の内容（要約）

子どもの健やかな成長を見守る上で、遊び場があるか、それを見守る地域があるかが重要であると考え、地域の中での遊び場・居場所などの環境づくりについての記載を提案する。

また、民間と行政との協働などにより、子どもの育ちを支える多様な子育て支援の一つとして、放課後の遊び場づくり・居場所づくりについての記載も提案する。

児童健全育成の推進に必要な知識と技能の習得について、遊び方の技術を学ぶ前に、遊びとはどのようなものかの本質的な理解を促す研修を重視することを提案する。

県の「学ぶ土台づくり推進計画」では、学校での学びと同様、幼稚園等での「遊びを通じた学び」が重要であることが示されている。本計画においても、こうした目指すべき姿についての記載を盛り込むことを提案する。

また、放課後の遊びの重要性、スポーツ・体育に限らず、遊べる環境づくりという視点でも、「健やかな体の育成」に取り組むことを提案する。

7(1)「子育てを支援する生活環境の整備」に「屋外の遊び環境の整備」を追加することを提案する。

身近な地域は、最も基本的な子どもの育ちの場・保護者の子育ての場であり、生活環境の整備としては欠かせないものであると思う。

計画への反映状況

施策1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり

(2)「子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進」(P11)

□ 基本的方向性

「子育て家庭が地域の中で孤立することがないように、子育て支援情報の発信や、学びと遊びが体験できる子どもの居場所づくりを進めるとともに、社会全体で子ども・子育てを支援する機運を醸成するため、(中略)子育て支援推進の普及啓発をしていきます。」

施策2 教育・保育の確保と充実

(2)「ニーズに応じた多様な子育て支援の充実」(P16)

□ 基本的方向性(抄)

「児童館、児童センター等の大きな役割である、「遊びの拠点」と安心・安全な「居場所」を通じた子どもの健全育成を確保するため、児童館等の相互の連携や児童健全育成活動の普及を支援していきます。」

施策2 教育・保育の確保と充実

(2)「ニーズに応じた多様な子育て支援の充実」(P17)

□【推進する主な事業】

「児童健全育成事業」の事業内容を修正

「(前略) 児童館職員を対象に、児童健全育成の基礎知識や遊びの本質の理解、また、遊びの技術の向上など職員の資質を高めるための研修を行います。」

施策2 教育・保育の確保と充実

(4)「幼児教育と小学校教育との連携・接続」(P18)

□ 基本的方向性

「幼稚園、保育所、認定こども園等における「遊びを通じた学び」が小学校の「各教科等における学習」に円滑に接続されるよう、接続期カリキュラムの編成や実践等を支援します。」

施策3 子どもの成長を支える教育の推進

(1)ハ「健やかな体の育成」(P25)

□ 基本的方向性(抄)

「(前略) 1日60分の運動習慣の確立と身体を動かす遊びやスポーツに親しむ機会の創出を図っていきます。」

□【推進する主な事業】

「体力・地域スポーツ力向上推進事業」を追加。

施策7 子どもが安心して暮らせる環境の整備

(1)ロ「住みよいまちづくりの推進」(P59, 60)

□ 現状と課題

「事件・事故への不安や、外遊びから室内遊びへと子どもの遊びの様態の変化により、子ども同士がふれあう遊び場が減少しています。」

□ 基本的方向性

「地域の公園、公民館、児童館などのコミュニティを形成できる場の効果的な活用を図るとともに、安全・安心が確保された遊びの環境づくりを促進します。」

【パブリック・コメントの意見を踏まえた主な修正点②】

◆パブリックコメントでいただいたご意見を踏まえ、以下のとおり内容を追加または修正。（下線部分）

ご意見の内容（要約）

○ 「ルルブル」の取り組みについて

宮城県が掲げている「ルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）」の取り組みをアピールする意味で、計画に盛り込んだほうがよいのではないかと考える。



施策3 子どもの成長を支える教育の推進

(1)イ「確かな学力の向上」（P21）

□ 基本的方向性

「学校・家庭・企業等の関係機関と連携・協力しながら、「ルルブル」（「しっかり寝ル」「きちんと食ベル」「よく遊ブ」で「健やかに伸びル」）の取組を行うなど、子どもの基本的な生活習慣定着促進のための普及啓発活動を社会全体で推進していきます。」

○ 東日本大震災により影響を受けた保護者・教育者・保育者への支援について

震災を経験した子どもの保護者をはじめ、学校、保育所、児童館等で子どもたちを見守ってきた教育者や保育者の心のケアについての記載を盛り込むことを提案する。



施策8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援

(2)「震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実」（P64）

□ 現状と課題

「震災当時から、子どもたちを見守ってきた学校や幼稚園、保育園等においては、その精神的負担の大きさから、教育者や保育者への心のケアが必要となっています。」

□ 基本的方向性（抄）

「（前略）震災から時間がたってから、心の問題が表面化する子どもや保護者が多く、中長期的な取り組みが必要なため、継続的に子どもや保護者、支援員等の相談に応じるとともに、心のケアに関する支援を実施していきます。」

【当事者である子ども（中学生から大学生）からの意見聴取について】

◆「みやぎの青少年意見募集事業」（共同参画社会推進課）を活用し、「みやぎの子ども・子育て支援について」のテーマで県内の青少年からインターネットによる意見を募集した。

◆意見提出のあった青少年政策モニターのうち10名と意見交換を行い、子育てと将来に対する考えについて聴取し、計画策定の参考としている。

〈設問〉 ① 子育てについてどのようなイメージをもっているか。

② 将来大人になったとき、誰もが子どもを生み育てたいと思える社会をつくるためには何が必要か。

〈意見〉（抜粋）

- ・仕事と子育ての両立が難しそう。 ・経済的なやりくりが大変そう。 ・夫婦間の協力が必要不可欠だと思う。
- ・手当や医療費など手厚い経済的支援が必要。 ・保育所など子どもを預ける施設の充実。 ・育児休暇制度の充実と休暇をとりやすい環境づくり
- ・産後の女性が職場復帰しやすい環境づくり
など

【県議会からの意見を踏まえた主な修正点】

◆県議会（環境福祉委員会）における意見を踏まえ、以下のとおり内容を追加または修正。（下線部分）

意見の内容（要約）

計画への反映状況

○ 子どもを生み育てやすい地域社会づくりについて
（「みやぎ県南中核病院」において、令和2年10月以降分娩を休止するという決定をうけて）安心して子どもを生み育てるといふ計画の趣旨に影響を及ぼす状況である。地域での分娩が途絶えることのないよう取り組んでいただきたい。

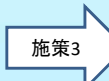


施策4 安心して子どもを生み育てるための保健・医療の充実
(1)イ 切れ目ない妊産婦・乳幼児における母子保健対策の充実（P34）

□ 基本的方向性

「（前略）安心して子どもを産み育てることのできる体制の充実を図るため、周産期医療従事者の確保・育成に努めるほか、周産期医療従事者に必要とされる基本的知識に加え、より高度な技術を習得するための研修等を実施し、資質の向上を図ります。」

○ 就職氷河期世代の経済的支援について
就職氷河期世代の経済的不安の問題が、未婚化・晩婚化の一因にあげられる。こうした社会的背景が課題としてあることを、考慮いただきたい。



施策3 子どもの成長を支える教育の推進
(4)次代の親の育成（P32）

□ 現状と課題

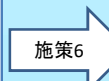
「若者の失業率が他の年代と比較して高い現状を踏まえて、（中略）若者の職業能力の向上や就職先の確保を図る必要があります。また、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った、いわゆる就職氷河期世代の中には、不安定な雇用による経済的な理由から、結婚や子どもを持つことが困難な方もいるという現状があります。」

□ 基本的方向性

「企業や学校などと連携しながら、（中略）職業紹介などを行い、幅広い世代の就業を支援していきます。また、国では「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、就職氷河期世代の安定的な就職や社会参加を集中的に支援するとしていることから、県としても、就職氷河期世代への相談・支援体制の強化に取り組んでいきます。」



○ 結婚支援の取組について
結婚支援の取組を拡充していくために、新婚世帯への経済的支援についても計画に盛り込んでいただきたい。



施策6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進
(3)結婚を支援する取組の推進（P57, 58）

□ 現状と課題

「不安定な雇用状態にある人や若年者の中には、経済的な理由から、結婚に踏み切れない人もいます。」

□ 基本的方向性

「国の結婚新生活支援事業や市町村が実施する移住・定住に向けた各種助成制度など、結婚に伴う経済的支援施策の普及啓発を推進します。」

□ 推進する主な事業

「地域少子化対策重点推進交付金事業」，「移住・定住推進事業」を追加

○ 指標の目標値について
数値目標は参考であっても示したほうがよい。他の個別計画に定めている目標値がわかるようにしてはいかがか。



「**指標**」（P65）に、個別計画において目標値が定められている項目について、参考として追加記載。